

重要事項説明書

(坂戸ガス株式会社は東京ガス株式会社(小売電気事業者/登録番号 A0064)が販売する電気を取り次ぎいたします。)

記載内容

本書面は、お客さまが坂戸ガス株式会社(以下「当社」)に電気需給契約【低圧】をお申し込みいただくにあたり、当社が電気を小売する時の需給条件等の重要な内容についてご説明し、お客さまにご理解いただくための書面です。なお、本契約手続きおよびご説明は、当社または当社が手続き代行を委託する代理事業者(本申込書担当欄に記載)が行います。

ご契約内容の確認

・本契約は、本申込書によりお客さまからのお申し込みを受け、当社が承諾したときに成立し、解約されるまで継続します。
・ご契約いただく電気料金メニューは、お客さまにお申し込みいただいた内容をご確認ください。契約容量等(契約電流(A)、契約容量(kVA)、契約電力(kW))は以下のように決定いたします。ただし、以下の方法によることができない場合は、1年間を通じての最大の負荷を基準として、お客さまからお申し出いただく契約容量等の値または需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値等を踏まえて当社が決定いたします。また上記の確認が取れなかった場合は、当社が別途定める方法により決定いたします。
<他社からの電気の契約の切替の場合>
原則として、現在ご契約中の小売電気事業者(以下「現電力会社」と)との契約終了時点の契約容量等の値とします。
<お引越(転入)の場合>
原則として、需給開始時点でご使用場所ごとに設定されている契約容量等の値とします。
<当社の他の契約種別の電気需給契約からの切替の場合>
原則として、他の契約種別の電気需給契約終了時点の契約容量等の値を引き継ぐものとします。
・前住者と前住者が契約していた小売事業者との電気需給契約が継続している場合、当該需給契約が解約となった時点で電気供給が中断されることがあります。電気供給を再開するためには、当社までお問い合わせください。
・電気の使用開始と同時に契約容量等の変更はお申し出いただけません。
・電気料金メニュー適用期間は、次の通りです。
原則として、需給開始日(料金適用開始の日)から、電気需給約款31および32に定める解約日または終了日までとします。

需給開始予定日

・需給開始予定日はあくまで目安です。お申し込み後の所定の手続きは通常1~2か月程度で完了いたしますが、お申し込み時のお客さま情報に誤りがあった場合やお申し込み内容・状況により所定の手続き終了までに時間を要することがあります。その場合は、以下のとおりに需給を開始できないことがあります。また、必要事項の確認がとれない場合には、需給を開始できないことがあります。
・需給開始日は、需給開始後に改めて書面にてお客さまにお知らせします。
なお、当社および他の小売電気事業者に申し込みをせず既に電気の使用を開始している場合は、使用を開始した日にさかのぼって需給開始日とします。(参考)需給開始日は、原則として以下の通り決定します。
<他社からの電気の契約の切り替えの場合>※需給開始日は指定できません。
スマートメーター未設置の場合:お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して8営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日
スマートメーターが設置済みの場合:お申し込み後、所定の手続きが終了した日から起算して1営業日に2暦日を加えた日以降に到来する最初の検針日
<お引越(転入)の場合>
原則としてお客さまが希望した日
<当社の他の契約種別の電気需給契約からの切り替えの場合>
原則として、お申し込み後、所定の手続きが終了した日以降に到来する最初の検針日

供給電圧および周波数

・当社は、一般送配電事業者に供給設備を確認のうえ、次のいずれかの電圧で電気を供給いたします。(供給電圧 100V/200V/100V および 200V)
・周波数は50Hzとします。

電気ご使用量の計量や電気料金の計算方法

・当社は、一般送配電事業者が計量した電気ご使用量を計量日以降に受領し、その値をもとに電気料金を計算いたします。電気料金の計算方法は別紙の電気料金表をご確認ください。
・当社は、お客さまが電気の需給開始日から最初の計量日の前日までの日数、または解約前の計量日から解約日の前日までの日数が30日を下回るときは、基本料金を日割り計算して電気料金を請求します。

電気料金のお支払い方法

・電気料金は、口座振替、クレジットカードでお支払いいただけます。支払期限は電気の検針日が属する月の末日の翌日から60日目になります。

お客さまからのお申し出による契約の変更・解約

・お客さまが契約の変更および解約を希望される場合は、以下の方法でご連絡下さい。なお、やむを得ない場合を除き、契約容量等を新たに設定もしくは変更した後の計量日から1年目の日が属する月の計量日まで、契約容量等を変更することはできません。電気料金メニューの変更についても同様とします。
<契約容量等の変更を希望される場合>当社までご連絡ください。
<電気料金メニューの変更を希望される場合>当社までご連絡ください。
<解約を希望される場合>当社までご連絡ください。ただし、他の小売電気事業者への切り替えにもとづく当社との契約の解約の場合には、当社へご連絡いただく必要はありません。切り替え先の小売電気事業者へお申し込みください。なお、切り替え先の契約内容によっては、当社へのご連絡が必要な場合がございます。

その他需給に関わる費用

・需給開始等にもない工事費負担金が発生した場合は、一般送配電事業者が見積り算定した費用を、当社がお客さまに請求いたします。お支払い方法については別途当社からご案内いたします。その他お客さまが電気を不正に使用した際の違約金など、一般送配電事業者から東京ガス株式会社に請求され、東京ガス株式会社から当社に請求される費用についても同様に、お客さまへ請求いたします。

電気の需給に関するお客さまのご協力をお願い

・電気の需給にあたり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された内容を遵守していただきます。それにともない、当社または一般送配電事業者からお客さまに以下に記載する事項へのご協力をお願いする場合があります。

- ①お客さまの電気のご利用に際し、必要な設備の工事などのための作業用地の確保
- ②電気の需給および保安上の必要がある場合に、事前のお知らせ後に一般送配電事業者が実施する停電（お客さまの電気の使用の中止または制限）
- ③お客さまの承諾を得た上で、一般送配電事業者が必要な業務のために実施するお客さまの土地・建物への立ち入り
- ④お客さまの電気のご利用にともない他者の電気の使用を妨害する恐れがある場合の、電気の品質の維持・改善のために必要な装置・設備の施設
- ⑤電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行い、その工事が完成した場合にはその旨の通知

当社からの契約の変更および解約

・当社は、一般送配電事業者が定める託送供給等約款や関係法令等の改正や社会的経済的な影響等当社が必要と判断した場合には、民法第548条の4の定型約款の変更の規定にしたがい、お客さまの了承を得ることなく、電気需給約款や電気料金メニュー定義書および付帯メニュー定義書（以下「電気需給約款等」といいます。）を変更する場合があります。その場合には、電気需給約款等を変更する旨および変更後の電気需給約款等の内容ならびに変更の効力発生日を、書面の交付、当社ホームページ上での開示またはその他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）によりお知らせいたします。

・お客さまと当社とのこれまでの契約状況（お支払い状況含む）により、当社がお客さまとの契約の継続が困難であると判断した場合には、当社から本契約を解約する場合があります。

・その他、支払期限日を経過しても電気料金のお支払いが確認できない場合やお客さまが当社の電気需給約款に違反した場合には、当社から本契約を解約する場合があります。また、お客さまが移転し電気を使用されていないことが明らかな場合、当社は本契約を終了する場合があります。

オプションサービスの適用

・当社は、お客さまに対し、当社または当社が委託するサービス提供会社によるオプションサービスを提供する場合があります。オプションサービスを利用される場合には、別途定める規約に従っていただきます。各オプションサービスの規約および内容（適用条件、適用期間等）は、当社ホームページ等にてご確認ください。なお、当社ホームページ上で事前にお知らせすることにより、お客さまの承諾なく各オプションサービスの内容の変更やサービス自体を終了する場合があります。

その他

・契約のお申し込み、電気需給約款等の変更または契約内容の変更にあたっての供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行うことについて予め承諾の上、お申し込みください。

・次項目に規定する場合を除き、電気需給約款等の変更にあたっての供給条件の説明および契約締結前の書面交付ならびに契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについて予め承諾の上、お申し込みください。

- ①供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
- ②契約締結後の書面交付を行う場合には、当社および当社が取次契約を締結する小売電気事業者の名称・住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。

・電気需給約款等の変更が、法令の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更をとみなわない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること、および契約締結後の書面交付をしないことについて予め承諾の上、お申し込みください。

・現電力会社から切り替えて当社が取り次ぐ坂戸ガス電気をご契約いただく場合には、現電力会社との契約の解約にとみなう不利益事項（解約金の発生やポイントの失効等）が発生する場合があります。現電力会社との契約内容をご確認ください。

・現電力会社から坂戸ガス電気へ切り替える場合、現電力会社への解約手続きは当社が行いますので、お客さまによるお手続きは不要です。

・現在の電力会社との契約で、既に免税、再生可能エネルギー発電促進賦課金減免措置を受けられており、引き続き適用を希望される方については、当社までお問い合わせください。

・お客さまには、自己または自己の役員が、現在かつ将来にわたって暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、総会屋等の反社会的勢力に該当しないことを表明し、保証していただきます。

・本申込書記載事項、その他当社が提供するサービスの詳細については、電気需給約款、電気料金表、その他サービス利用規約等に記載いたします。また、ご契約内容によって提供されるサービスは異なります。当社ホームページをご確認ください。

クーリング・オフについて

よくお読みください

特定商取引法上の訪問販売または電話勧誘販売により、電気需給契約等を申し込みまたは契約締結したお客さま（ただし、営業のためもしくは営業として、電気需給契約等をお申し込みまたは契約締結したお客さまを除きます。）は、本契約の申し込みの撤回または解除（クーリング・オフ）を行う権利があります。本書面を受領した日から起算して8日を経過するまでに書面を発送したとき、以下のクーリング・オフの効力が発生します。

1. お客さまがクーリング・オフを行う場合、お客さまは、
 - ①損害賠償や違約金の支払いを請求されることはありません。
 - ②既にご使用になられた電気にかかわる料金、その他電気需給契約にもとづき提供された商品およびサービスの対価についての支払いを請求されることはありません。
 - ③電気需給契約にかかわる商品またはサービスの引き渡しが既にされている場合には、その引き取りに要する費用を負担することはありません。
 - ④既に電気需給契約に関連した金銭を支払われている場合には、速やかに全額が返還されます。
2. お客さまが当社および販売代理店がクーリング・オフに関して不実を告げたことにより誤認し、又は威迫したことにより困惑したために、クーリング・オフを行わなかった場合には、お客さまは、クーリング・オフ妨害の解消のための書面を受領した日から起算して8日を経過するまでは、書面によりクーリング・オフを行うことができます。

クーリング・オフを行う場合は、その旨を当社まで書面（ハガキ等）にてお知らせください。

簡易書留での送付をおすすめします。

（郵送先）坂戸ガス株式会社 営業サービス部 電力担当
〒350-0272 埼玉県坂戸市末広町3番地5

（書面記載内容）

- ①お客さまの氏名、住所、電話番号
- ②ご契約日（ご記入日）
- ③当社の受付者名または担当者名
- ④ご契約の料金メニュー名
- ⑤「②の日付の申し込みを撤回します。または本契約を解除します。」